

京都市消防局訓令甲第5号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災調査規程の一部を次のように改正する。

平成17年12月28日

京都市消防局長 森澤 正一

第21条第1項各号列記以外の部分中「調査現場に出動した」を「京都市消防局災害活動組織規程別表第4に掲げる最高指揮者及び」に改め、「(京都市消防局警防規程第2条第4号に規定する指揮者をいう。)」及び「の各号」を削る。

第47条中「速やかに」を「7日以内に」に改める。

第14号様式イ及びウ中「□ 他」を「□ 爆」に、「燃えたもの、熱で侵された」を「火災の火炎によって焼けたもの若しくは壊れたもの又は煙で汚れた」に、「放水」を「消火」に、「汚れたもの、」を「汚れたもの若しくは壊れたもの又は運び出すときに」に、「他」を「爆」に改め、「煙で汚れたもの」及び「運び出すときに落として壊れたもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)